

茨城県第12次鳥獣保護管理事業計画（変更）新旧対照表

変更案	現 行
<p>第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(1) 許可しない場合の基本的考え方 (略)</p> <p>(2) 許可に当たっての条件の考え方 (略)</p> <p>(3) わなの使用に当たっての許可基準 (略)</p> <p>(4) 許可権限の市町村長への移譲 (略)</p> <p>(5) 捕獲実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>(6) 捕獲物又は採取物の処理等 (略)</p> <p>(7) 捕獲等又は採取等の情報の収集 (略)</p> <p>(8) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱います。</p> <p><u>種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めません。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとします。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとします。</u></p>	<p>第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(1) 許可しない場合の基本的考え方 (略)</p> <p>(2))許可に当たっての条件の考え方 (略)</p> <p>(3) わなの使用に当たっての許可基準 (略)</p> <p>(4) 許可権限の市町村長への移譲 (略)</p> <p>(5) 捕獲実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>(6) 捕獲物又は採取物の処理等 (略)</p> <p>(7) 捕獲等又は採取等の情報の収集 (略)</p> <p>(8) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱います。</p> <p><u>(新規)</u></p>

変更案	現行
<p>7 販売禁止鳥獣等の販売許可</p> <p>(1) 許可の考え方</p> <p>販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当する場合に許可します。</p> <p>① 販売目的が<u>法第24条第1項又は規則第23条</u>に規定する目的に適合すること。</p> <p>② 捕獲した<u>個体若しくはその加工品又は採取した卵</u>が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急激な減少を招く<u>等</u>、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。</p> <p>(2) 許可の条件</p> <p><u>ヤマドリ</u>の販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とします。</p> <p><u>オオタカ</u>の販売許可証を交付する場合に付する条件は、<u>販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とします。</u></p>	<p>7 販売禁止鳥獣等の販売許可</p> <p>(1) 許可の考え方</p> <p>販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当する場合に許可します。</p> <p>① 販売目的が_____規則第23条に規定する目的に適合すること。</p> <p>② 捕獲した<u>ヤマドリ</u>の<u>食用品としての販売など</u>、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急激な減少を招く<u>など</u>、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。</p> <p>(2) 許可の条件</p> <p>_____販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とします。</p> <p><u>(新規)</u></p>